

四日市市告示第133号

四日市市重度障害手当支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市重度障害手当支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害手当支給要綱（平成22年四日市市告示第395号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支給要件) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、 <u>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条各号に規定する施設（ただし、障害者支援施設は生活介護を行うものに限る。）</u> 、 <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設に入所している重度障害者には、手当は支給しない。</u>	(支給要件) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設その他これに類する施設で障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条各号に掲げるものに入所している重度障害者（同法に規定する生活介護を受けている者に限る。）</u> には、 <u>手当は、支給しない。</u>

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（健康福祉部 障害福祉課）